

令和8年度埼玉県公共事業等施行方針

1 基本的な考え方

(1) 事業の選択と集中並びに円滑な執行

国の「第1次国土強靱化実施中期計画（R8-R12）」に位置付けられた防災・減災、国土強靱化対策、更新時期を迎える公共施設の補修・更新、ストック効果の高い公共施設の計画的な整備などに重点を置き施行し、県民の安心・安全の確保に努める。

また、公共投資の円滑な執行及び施工体制の確保により景気の下支えに万全を期す。

(2) 公共工事等の品質確保並びにその担い手の中長期的な確保・育成

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」や政府の「働き方改革実行計画」の趣旨に鑑み、現在及び将来の公共工事等の品質確保並びに担い手の中長期的な育成及び確保等を進めるため、年間を通じた計画的かつ迅速な執行を通じて、発注・施工時期の平準化及び適正な工期の確保に努める。

また、若手や、ジェンダー主流化の視点に基づき女性技術者の入職しやすい就労環境への改善に向け、休みや賃金の確保、技術者・技能者の育成などに取り組む企業を支援する。

(3) 入札・契約業務の厳正な執行

公共工事等は税金を原資として行われるものであり、入札談合等不正行為は断固として排除しなければならない。公共工事等の発注に当たっては、発注者としての責任を自覚して、入札・契約事務を厳正に執行する。

(4) 県内中小企業・小規模企業の振興

「埼玉県中小企業振興基本条例」及び「埼玉県小規模企業振興基本条例」の趣旨に鑑み、県内中小企業・小規模企業の健全な発展等を図るため、県内企業にできることは全て県内企業に発注することを基本に、県内経済活性化の観点から、更なる受注機会の増大に努める。

(5) 環境・景観等への配慮

「埼玉県環境配慮方針～公共事業関連～」等に基づき、企画・立案、設計、施工、管理等のあらゆる段階において、事業が環境・景観に与える影響について配慮するとともに、ジェンダー主流化の視点に基づき、男女間格差の解消を図ることに努める。

2 事業執行上、各発注機関が配慮すべき事項

(1) 事業の選択と集中並びに円滑な執行について

- ① 近年、激甚化する豪雨災害や想定される東京湾北部地震等に備え、県民の安心・安全を確保するため、第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた防災・減災、国土強靱化対策など「大規模災害への備え」に関する事業については早期実施に努める。また、工事等の発注量や労務の需給に係る状況など受注環境の把握を行い、円滑な執行に努める。

- ② 令和7年1月28日に八潮市内で発生した流域下水道の硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであると考えられる道路陥没事故等を踏まえ、庁舎や学校などの建物や道路などのインフラ施設、上水道・下水道などの公営企業が管理する施設など、県が所有し管理する全ての不動産（土地、建築物、その他工作物）について「県有資産総合管理方針」に基づき、新たな技術の導入などにも努めながら、効果的・効率的な維持管理・更新・利活用を進める。
- ③ 県内企業の安定経営を支えるため、公共投資の円滑な執行及び施工体制の確保を図る。
- ④ 分離・分割発注を基本とした上で、技術者不足による入札の不調・不落対策として、工事件数を抑制するために発注規模の拡大に配慮する。
また、不調・不落の発生を抑制するため、不調・不落のおそれがある工事を含む2つの工事の入札を1件にまとめて執行する「合冊入札」を必要に応じて活用する。

（２）公共工事等の品質確保並びにその担い手の中長期的な確保・育成について

- ① 年度当初の仕事量の確保及び年度末に集中する仕事量の抑制のため、債務負担行為や繰越明許費等を活用し、工事等の発注の前倒しに努める。また、柔軟な工期設定（余裕期間の活用）等により発注・施工時期の平準化を図り、企業の人材・資機材の効率的な活用や安定経営を支援する。事業の執行に当たっては、発注計画を立案・公表のうえ、年度当初から計画的に予算を執行する。また、委託業務においても同様の取組の促進に努める。
- ② 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念に則り、価格及び品質を総合的に優れたものとし、地域の担い手の中長期的な確保・育成の促進の観点から、くじ引きの抑制にもつながる総合評価方式を活用する。特に、工事実施段階における効率性、安全性、環境への配慮等が求められる大規模工事等については、技術提案を積極的に求めるよう努める。また、設計業務等における総合評価方式の積極的な導入・活用拡大を図る。
- ③ 令和6年度より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されたことを踏まえ、工事においては、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日を踏まえた適正な工期設定に、より一層努める。委託業務においても、実施条件を踏まえた適正な履行期間の設定に努める。
また、技術者・技能労働者の効率的活用を図るため、同一の監理技術者等による複数工事の監理、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間を見込むなどの柔軟な工期設定等に努める。
- ④ 社会資本整備にかかる計画、設計、施工及び管理の各段階において、生産性向上を図るため、新技術の導入、デジタル化（情報通信技術活用工事（ICT施工）、3次元データ活用（BIM/CIM）、情報共有システム（ASP方式）、遠隔臨場等）のより一層の推進に努める。
また、土木工事では、関東地方整備局と統一化を図った工事関係書類について、受注者負担軽減のため、適切に運用するとともに、「埼玉県土木工事書類スリム化ガイド」に基

づき、工事関係書類を必要最小限に簡素化することを徹底し、受発注者の業務の効率化に努める。

- ⑤ 不良不適格企業の排除を徹底するため、現場の立ち入り点検等、工事現場における施工体制の点検を適切に実施する。また、一定額以上の大規模工事等に当たっては、入札ボンドを採用する。
- ⑥ 中小企業における賃金引上げなどの実現に向け、予定価格の設定に当たっては、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映させる。
- ⑦ 「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨を踏まえ、下請企業に対する請負代金の金額の設定及びその支払いが適正に行われるよう元請企業を指導する。
また、施工体系図の確認により実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化の回避に努める。
- ⑧ 建設就業者の賃金の適正な支払い、労働時間の短縮、労働・公衆災害の防止など、労働条件を適正に確保するよう受注者の指導に努める。また、建設工事に携わる建設企業の社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）への加入を徹底するとともに、入札額や下請契約額には材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金を適正に反映するよう周知する。
- ⑨ 近年、夏の猛暑は厳しさを増していることから、熱中症のリスクがある期間中に現場作業を行う工事では、着手前に必ず熱中症対策について受注者と協議を行い、必要に応じて費用計上を行う。
- ⑩ 建設就業者の就労環境改善や休日の確保のため、全ての工事を週休2日制として実施する（緊急工事等を除く）。また、施工期間が限定される工事など現場閉所が困難な工事においては、技術者及び技能労働者等が交替しながら休日確保に取り組む「交替制」を活用する。
- ⑪ 現場環境の改善のため、誰もが快適に使用できる仮設トイレ（快適トイレ）の導入を促進する。
- ⑫ 技能労働者の能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備するため、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進に積極的に取り組む。
- ⑬ 中東情勢などの経済社会情勢の変化による原材料費等の高騰を踏まえ、実勢単価を反映した適切な請負代金とするため、スライド条項について迅速かつ適正な運用を行うとともに、下請企業に適切に価格転嫁がされるよう確認を行う。

また、受注者から契約締結前に、主要な資材の供給の著しい減少や資材価格の高騰等の

工期又は請負代金の額に影響を及ぼすリスクに関して通知を受け、契約後に変更協議の申出があった場合には、誠実に協議に応じる。

さらに、令和7年4月からスライド制度が導入された業務委託についても、「委託契約におけるスライド条項の運用に関する基準」に基づき、受注者からの協議に適切に対応する。

- ⑭ 公共事業の構想・計画段階から維持管理までのすべてのプロセスについて、コストと品質の観点から改善を行い、引き続き限られた財源を有効に活用し効率的かつ効果的な事業執行に努める。

(3) 入札・契約事務の厳正な執行について

- ① 公平・公正な入札の執行に努めるとともに、入札における競争性、透明性及び公平性の確保を図るため、情報公開を積極的に進める。

また、発注見通しの公表については、工事・委託ともに公共工事の入札及び契約の適正化促進のため、当該予算の成立後速やかに行う。

- ② 一般競争入札については、地域産業の育成にも留意して実施する必要がある。このため、発注標準、一般競争入札参加条件設定ガイドラインを適正に運用し、地元企業の受注機会を確保しつつ公正な競争入札を執行する。

- ③ 入札談合等の不正行為に対しては、再発防止を図るためにも入札参加停止の措置等、厳正に対処する。

- ④ 随意契約については、令和7年度から少額随意契約の基準額が引き上げられたが、契約の特例として認められた制度であることに鑑み、真にやむを得ないものに限定する。なお、随意契約とする場合には、その理由及び根拠条文を明確にし、その適切な実施と手続きの透明性の確保に努める。

- ⑤ 発注に際しては、現場状況を熟知した上で施工条件を設計図書に明示し、契約後に変更が生じないように配慮する。また、契約後に変更の必要があると認められるときは、設計変更ガイドラインに基づき適切に請負代金額や工期の変更を行う。

なお、土木工事においては、「埼玉県土木工事設計変更ガイドライン」に基づいた変更を行うことを特記仕様書へ明示し、より一層の適切な設計変更を行う。

- ⑥ 営繕工事においては、契約後における積算数量に関する協議の円滑化に資するため、「埼玉県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領」に基づく発注に努める。

- ⑦ ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適切に運用する。加えて、適正な水準の労務費を確保する観点から、入札時には材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金について内訳書への明示を求め、労務費等が適切に確保されているか確認するとともに、必要に応じてコミットメン

ト条項を活用し、適正な労務費の確保・行き渡りに配慮する。

- ⑧ 企業の資金調達の円滑化を図るため、受注者の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うと共に、中間前金払の迅速かつ円滑な実施に努める。
- ⑨ 災害時には、災害査定を速やかに実施すると共に、緊急性に応じて適切に随意契約や指名競争入札等を活用し手続き期間を短縮するなど、早期に復旧業務に着手する。
なお、「非常災害時等における契約の事務手続について（会計管理者依命通達）」により手続きを行う場合は、非常災害時及び緊急時の範囲及びそのルールに従い、適切に対応する。

（４）県内中小企業・小規模企業の振興について

- ① 県内中小企業等の受注機会の増大を図るため、入札における公平性や競争性が確保される範囲内で、適正な発注規模を勘案しつつ、可能な限り分離・分割発注を行う。
また、元請企業が下請け契約を締結するに当たっては、県内企業を活用するよう要請する。
- ② 民間・下請けでの実績を入札参加条件として認める入札の積極的な活用を行い、新規参入の確保を図る。
- ③ 県内企業を構成員とする特定建設工事共同企業体の活用を努め、県内中小企業等の経営力や、施工能力の強化を図る。
- ④ 公共事業等に使用する工事材料等の調達に当たっては、県内企業の活用及び県産品の利用拡大に自ら努めるとともに、元請け企業に対しても要請する。
特に県産木材については、「埼玉県産木材利用促進指針」の趣旨に鑑み、積極的な使用に努める。
また、設計業務段階から県産品の積極的な活用の検討を行い、更なる県産品の利用促進に努める。

（５）環境・景観等への配慮について

- ① 建設副産物の適正処理及び再生材の活用など、「埼玉県環境配慮方針～公共事業関連～」、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針」の趣旨を踏まえ、環境に配慮した事業執行、工事材料等の調達に努める。
- ② 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」等に基づき、建設副産物の排出抑制、分別解体や再資源化に努めるとともに、再生材の積極的な活用を推進し、サーキュラーエコノミーの推進に努める。特に建設発生土については、コブリス・プラスや建設資源広域利用センター（UCR）、土質改良プラントの活用など工事間利用や発生抑制に努める。

- ③ 「埼玉県公共事業景観形成指針」に基づき、良好な景観形成に配慮するよう努める。
- ④ 公共事業の構想・計画段階から維持管理までのすべてのプロセスについて、ジェンダー主流化の観点から点検し、男女間格差の解消に努める。

3 事業執行の進行管理

公共事業等の計画的な執行を確保するため、各部局において月毎に執行状況を把握し、きめ細やかな進行管理を行うとともに、必要に応じ、公共事業等施行対策協議会を開催し、全庁的な調整を行う。